

旧榛カン跡地のスラグ碎石の撤去を求める決議 **可決**



造成地で安全基準値の約3倍となるフッ素を確認

特別委員会では、村民の安全・安心の確保と、近隣住民の健康被害への懸念払拭のため、執行に対し、旧榛カン跡地造成工事で投入されたスラグ碎石の撤去を求めるものです。

榛名カントリークラブ跡地に投入された全てのスラグ碎石の撤去を求める決議（要約）

本村議会は、令和2年第3回定例会において榛名カントリークラブ跡地造成工事に伴うスラグ碎石の調査及び契約手続きに関する調査を目的として特別委員会を設置し、調査及び検討を行ってきた。

令和2年10月、村は旧榛カン跡地5カ所のボーリング調査を行った。結果は2カ所で安全基準を超えるフッ素の数値が確認された。1カ所目は表面碎石から2.3mg/L（0.8mg/Lが基準値）、1カ所目未満の表層から2.5mg/Lが検出、2カ所目は1カ所目未満の表層から1.1mg/L、さらに表面碎石からフッ素の含有量9200mg/kg（4000mg/kgが基準値）が検出された。

恒久的な村民生活の安全・安心と、水源地である吉岡町民に対する将来への不安払拭のため、本村議会として村にこれらスラグ碎石の全撤去を求めることを決議する。

発委

榛名カントリークラブ跡地に投入された全てのスラグ碎石の撤去を求める決議

提出者

榛名カントリークラブ跡地造成工事に伴うスラグ碎石の調査及び契約手続きに関する特別委員会

委員長 小山 久利

《全員賛成》

中島由美子議員に対しブログ等の記事の削除及び謝罪を求める決議 **可決**

可決

発議

賛成者

岸 山 宗一

昭勝・小山 久利・清水 健一・小野関治義

《全員賛成》

中島由美子議員のブログ、SNS及び後援会機関紙には、事実に基づかない記事、憶測や思い込みによる記事又は一部だけを都合よく切り取った記事が多数あり、当該記事は、現在においても訂正又は削除等が行われることなく、放置されたままである。これらの記事は、榛東村議会基本条例第16条において禁止されている「虚偽により議会、議員、村及び村民の名誉を著しく傷つけ、信用を失墜するような不名誉な行為」そのものであり、議会として決して看過できるものではない。

いまだに反省と謝罪の意思のない中島由美子議員に対し、榛東村議会基本条例第3条に定める村民の代表であることの自覚及び品位の保持を改めて認識され、猛省を求めるとともに、議会運営委員会において不適切であると認めたブログ等の記事の削除（後援会機関紙の記事については、訂正文の掲載）と謝罪を強く求めることを決議する。

その理由及び事実関係は次のとおりである。

「令和2年の本会議本日閉会、2つあった変なこと。」（令和2年12月10日投稿）と称するブログで本村議会本会議では議員から異議の申出を今まで無視してきた上、議会本会議では議長の言うとおりに進めるしかないなどと記述し、本会議の議事進行に問題があったかのような誤解を与え、自らの不勉強さを議会及び議長に責任転嫁し、議会及び議長を冒涇するような投稿を行った。また、令和2年第3回定例会に選挙管理委員会委員長が本会議を欠席した件についての記事において、地方自治法121条第1項を引いているが、同項のただし書を故意に削った状態で引用し、あたかも、選挙管理委員会委員長の欠席が法律に違反しているかのような印象を与える記述となっている。また、令和2年第3回定例会中の9月2日に、村職員が議員の議案書の差し替えを行ったことについて、ブログで、その行為を非難する一方、自身の憶測により、差し替えを行った議案書とは全く別の議案書の写真を掲載したこと等、これらを含めて11項目にわたるブログ等の不適切な記事についてであった。

村長から令和2年9月17日及び令和2年12月10日の2度にわたり、議会運営委員会において、中島由美子議員のブログ等の記事について、不实記載であること等を理由として、訂正又は削除を求める申入れがなされた。令和2年8月8日に投稿された記事の中で、村議会議員補欠選挙執行日に期日前投票箱を開票所に運んでいる職員を、あたかも、1人で運んでいるようなズームアップをした写真を掲載した上で、選挙の公平性が担保されていないなどと主張し、適正に行われた投票箱の開票所への送致が、まるで、法律に違反しているかのような印象を与え、かつ、公正に執行された選挙を何らの根拠も示さず否定する記事である。

事実に基づかない記事、憶測や思い込みによる記事又は一部だけを都合よく切り取った記事をブログ、SNS及び後援会機関紙に掲載することにより、いたずらに住民に誤解や不安を与え、議会の名誉と権威、ひいては住民の議会及び執行機関に対する信頼を著しく失墜させ、今後の議会運営及び執行機関の行政運営にも大きな支障を来すものであり、議会人として、あるまじき行為である。

令和2年12月22日、この行為に対する議会の秩序と品位を維持するための善処策として、議会運営委員会において、中島由美子議員に対し、12項目にわたり事実確認が行われ、その事実関係を整理した上で、議会運営委員会委員長から文書で中島由美子議員に対し、不实記載についての注意及び当該記事の削除等を求めることとすることが令和3年1月15日に決定された。

この決定に従い、令和3年2月10日、議会運営委員会委員長が中島由美子議員に対し文書を示した際、中島由美子議員は、持論を展開し、この文書の受取を拒絶した。

これは、議会の規律を無視し、議会の権限を軽視し、議会そのものを冒涇するものである。